

公益財団法人 日本サッカー協会
2024年度 第2回理事会

2024年2月15日

決議事項

1. 令和6年能登半島地震に対する支援の件

(決議) 資料1①②

令和6年能登半島地震に係る復興支援活動について、以下の通りとしたい。

(1) サッカーファミリー登録料免除および特別対応措置

登録者に対する登録料免除ならびに資格更新における特別対応等を実施したい。

対象者：石川県内の被災6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の
登録者（チーム・指導者・審判）および石川県サッカー協会が必要と認めた者

期間：2024年4月～2025年3月

※なお、すでに2024年度登録料を納入した登録者については返金を行わず、2025年度の登録料を免除する

(2) 復興支援特任リーダーの任命

北野孝一氏を復興支援特任リーダーに任命し、被災エリアなどにおけるサッカーを通じた支援活動の充実を図りたい。

氏名：北野孝一（きたの・こういち）

契約期間：2024年4月1日～2025年3月末

※以降の契約については状況に応じて協議の上、決定する

主な業務：①被災エリアの状況やニーズの把握

②被災エリアなどにおけるサッカーを通じた支援活動の実施

③被災エリアなどにおける各種復興支援イベントへの協力

④その他JFAが必要と判断した業務

任命理由：①石川県サッカー協会の常務理事であり、石川県内の事情に精通しているため

②地震発生直後より、自ら積極的に復興支援活動に取り組んでいるため

その他：現職の関係から3月末までは契約を結ばずに個別対応とする

(3) 復興支援プロジェクトチームの設置

「国内における自然災害等による被害に対する支援事業に関するガイドライン」の4. 支援内容の決定方法等（3）に基づき、復興支援プロジェクトチームを設置し、支援内容を協議し実施したい。

期間：2024年2月～12月末

※復興状況に応じて柔軟に対応する

メンバー：（リーダー）宮本恒靖専務理事、北野孝一復興支援特任リーダー、
巻誠一郎防災・復興支援委員長、湯川和之事務総長、事務局員有志
※被災県サッカー協会をはじめとする各種団体と連携し、支援活動を行う

参考：「国内における自然災害等による被害に対する支援事業に関するガイドライン」（抜粋）

4. 支援内容の決定方法等

- (1) 支援内容の決定は、原則として、理事会の決議事項とする。
- (2) 但し、緊急を要する場合は、常勤役員による協議を行った上で、会長は理事会での決議前に支援内容を決定することができる。その場合、緊急で実施した支援内容については、会長は直近の理事会に報告を行うものとする。
- (3) また、会長は、特に必要と認める場合は、支援内容を協議し、実施するための組織（復興支援委員会等）を理事会の承認を得た上で設置することができ、当該組織に支援内容を協議させ、実施させることができる。

2. チーム/選手登録制度改革タスクフォース メンバー追加の件

チーム/選手登録制度改革タスクフォースに、以下のメンバーを追加したい。

窪田慎二 公益社団法人日本プロサッカーリーグ 執行役員

3. JFA フットボールエージェント規則の改正の件

（決議）資料 2①②

「JFA フットボールエージェント規則」に係る一部ルール適用を一時的に停止するため、同規則および関連規則を改正したい。

■改正する規則(2024年4月1日付)

- (1) JFA フットボールエージェント規則
- (2) フットボールエージェントの国内的紛争事案の解決に関する規則

■経緯

「FIFA フットボールエージェント規則」（2022年12月16日付発効、以下、FIFA規則）に基づき、本協会は2023年10月1日を施行日として、国内取引に適用される「JFA フットボールエージェント規則」（以下、国内規則）を制定し、以来、同制度を運用している。

一方、国際サッカー連盟（FIFA）は欧州で提起されている訴訟等の状況に鑑み、2023年12月30日付で、FIFA規則が定める各種のルールのうち「手数料の上限に関するルール」などの一部のルールの適用を一時停止することを決定した（停止期間：FIFA規則に関する欧州司法裁判所の判断がなされるまでの間）。FIFAは同決定において、各国協会に対しても同様に一部ルールの適用停止を推奨したことから、日本サッカー協会もFIFAに倣い、国内規則の該当箇所を改正するもの。なお、本改正は、制度そのものを停止するものではなく、「手数料の上限に関するルール」等の一部の適用を一時的に停止するものであり、例えば「エージェント活動においてFIFAのライセンスが必須であること」など、その他の条項は有効となる。

■概要

改正内容は、以下の各種ルールの適用を一時的に停止する(規定上から一時的に削除する)もの。

(1) 手数料の上限に関する規定

なお、第10条の「手数料の上限(上限料率)」を推奨事項とする。

(2) 手数料の支払いに関する規定

(3) 依頼主のみによる手数料支払いに関する規定

(4) 双方代理の禁止に関する規定

(5) 報告義務に関する規定

(6) 開示と公表に関する規定

(7) 服従に関する規定

(8) FIFA クリアリングハウスを通じての手数料支払い義務に関する規定